

商品概要説明書

マイカーローン（一般型C）

（2024 年 4 月 1 日現在）

商品名	マイカーローン（一般型C）
ご利用いただける方	○地区内に在住または在勤の方。 ○お借入時の年齢が満 18 歳以上 75 歳未満であり、最終償還時の年齢が満 80 歳未満の方。 ○継続して安定した収入のある方。ただし、新卒内定者で、入社月の 6 か月前以降に借入申込みいただく場合を除く。 ○当 J A が指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○その他当 J A が定める条件を満たしている方。
資金使途	○ご本人またはご家族が必要とされる次のご資金（借入申込日から過去 3 か月以内にお支払済みの資金を含む。）が対象です。ただし、営業用自動車、個人間売買に伴う資金は除きます。 なお、借入にかかる諸費用（事務手数料、振込手数料、印紙代）については資金使途に含めることができますものとします。 ①自動車・バイク・除雪機（いずれも中古を含む。）のご購入資金およびご購入に付帯する諸費用。 ②自動車等の点検・車検・修理費用、保険掛金。 ③運転免許の取得のためのご資金。 ④カー用品（カーナビ等）のご購入資金。 ⑤車庫建設のためのご資金。 ⑥他金融機関・信販会社等自動車ローンの借換資金（残価設定型クレジット含む）。
借入金額	○10 万円以上 1,000 万円以内、1 万円単位とし、所要金額の範囲内とします。 ただし、貸付時年齢が満 20 歳未満または満 71 歳以上の場合については、200 万円を上限とし、満 20 歳以上の新卒内定者の場合については、300 万円を上限とします。
借入期間	○据置期間を含め 6 か月以上 15 年以内とします。なお、据置期間は新卒内定者のみを対象とし、初回ご融資日からご融資対象者の入社前月末までの範囲内とします（最大 6 か月）。
借入利率	【固定金利型】 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 ○お借入利率には、年 0.79% または年 1.35% の保証料を含みます。 ○利率は店頭に掲示します。詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。
返済方法	○元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年 2 回の特定月に

	増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、1万円単位です。)のいずれかをご選択いただけます。
担保	○不要です。
保証人	○当JAが指定する保証機関(三菱UFJニコス株式会社)の保証をご利用いただけますので、原則として保証人は不要です。
団体信用生命共済	○ご希望により団体信用生命共済にご加入いただけます。ご利用にあたっては借入利率に以下の利率が加算されます。 年0.3%
9大疾病補償保険	○ご希望により「9大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたっては借入利率に以下の利率が加算されます。 年0.6%(団体信用生命共済+9大疾病補償保険)
手数料	○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料(消費税等含む。)が必要です。 ①全額繰上返済の場合…不要 ②一部繰上返済の場合…不要
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当組合本支所または信用事業本部(信用事務部 信用事務指導課)(電話:088-821-6184)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合の企画管理部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 愛媛弁護士会仲裁センター(電話:089-941-6279)※1 岡山弁護士会仲裁センター(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。)※2 ※1「利用者からの直接申し立てを可能としている」弁護士会を選定した場合 ※2「JAバンク相談所を通じての利用となる」弁護士会を選定した場合
その他	○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い合わせください。

JA高知県

